

別冊資料

令和4年度 事務事業評価書(7月26日 外部評価分)

令和4年7月26日

	資料名	頁
①	北九州空港対策事業 (航空貨物拠点化推進事業)	空港事業課 1
②	地域防犯活動活性化支援事業	生活安全課 3
③	結核・感染症発生動向調査事業 (感染症サーベイランス強化事業)	がん感染症疾病対策課 5
④	里親養育等推進事業	児童家庭課 7
⑤	地方バス運行確保対策事業 (新たなモビリティサービス導入促進事業)	交通政策課 9
⑥	高齢運転者等の交通事故抑止対策推進事業	警察本部運転免許試験課 11
⑦	住宅流通促進事業 (空き家活用サポート体制整備事業)	住宅計画課 13
⑧	宇宙ビジネス振興事業	新産業振興課 15

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	北九州空港対策事業 (航空貨物拠点化推進事業)			部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	4	将来の発展を支える基盤をつくる		中項目	30	生活と産業の発展を支える社会基盤の整備
	小項目	1	福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化		具体的な取組	2	北九州空港の滑走路延長（3000メートル化）

1 事業のねらい・目的

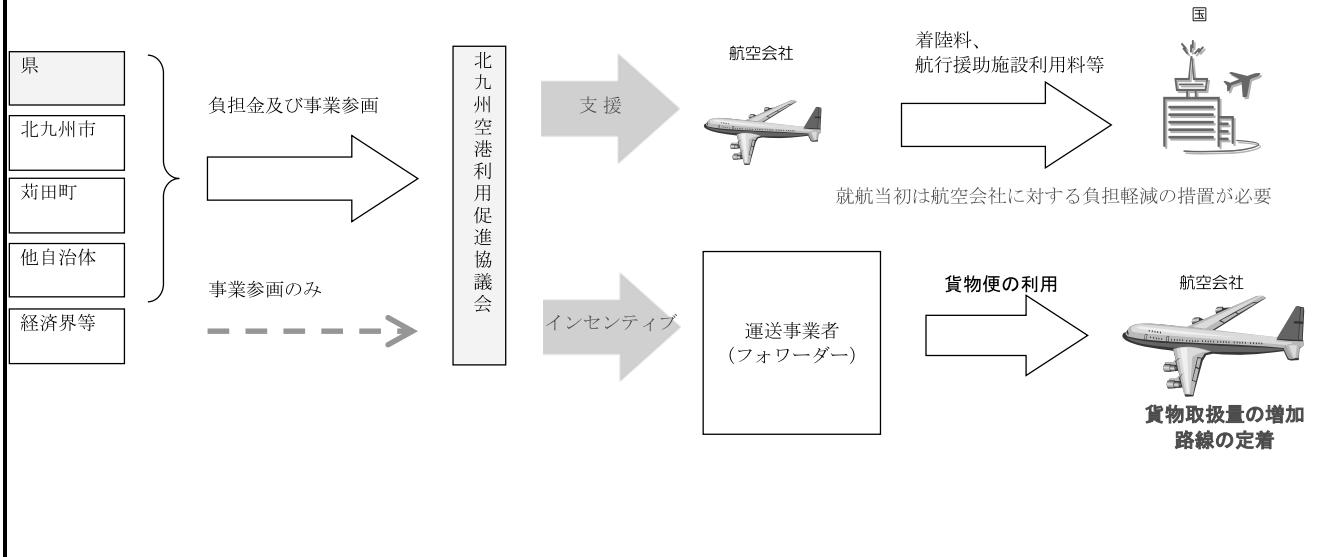
○本県が取り組む産業振興や観光戦略を支える重要な交通基盤である空港の利用促進（路線拡充、貨物取扱量の増加）を図ることにより、航空ネットワークを充実させ、人・モノの移動を促進し、アジアの活力を取り込み、本県の経済発展を目指す。

2 事業概要

- 國際定期貨物便誘致助成：航空会社への着陸料等の助成を行い、貨物便就航及び定着を目指す。
- 集貨促進への取組み：定期便の増便により、増加が見込まれる国際貨物需要を確実に取り込むため各種事業に取り組む。
 - ① 國際貨物集貨に係る重量助成：北九州空港を利用する国際航空貨物の取扱い事業者への助成
 - ② 新規荷主開拓事業：北九州空港から輸出をする新規荷主を開拓した物流事業者への助成

事業費	
貨物便誘致助成	109百万円
集貨促進への各種事業	316百万円
合 計	425百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
貨物取扱量	目標				30,000トン	→	→	→	→	42,000トン (総合計画)
	実績	8,752トン	8,970トン	15,362トン	21,791トン (速報値)					

【指標の考え方】

- ・目標値については、福岡県総合計画の施策目標値（R8）。
- ・各年度の実績数値は国土交通省資料（空港管理状況調査）による確定値（R3年度は大阪航空局速報値）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R3年度は、国際貨物取扱量については、大韓航空貨物定期便が令和3年11月に週3便から週4便に増便した事等に伴い、過去最高を更新したが、国内貨物取扱量については、新型コロナウイルス感染症の影響により国内旅客路線の多くの便に運休が発生したことにより、取扱量が大きく減少したため、目標値を下回った。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	・航空会社へのエアポートセールスにおいて他の空港と競合しうる魅力的なインセンティブを提示することができる。 ・航空貨物運送事業者が輸送ルートを検討する際に、北九州空港が利用されやすくなる。
【事業の効率性】	
	・航空会社・航空貨物運送事業者に対するヒアリングを実施し、就航の可能性や利用の可能性を検証し、効率的な誘致活動・集貨活動を実施している。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳 出	267,699	426,347		時 間	3,600	3,600	
(うち一般財源)	267,699	426,347		人件費（千円）	14,537	14,537	

6 見直しの内容
継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】
・令和4年度には、新たな国際貨物上屋が整備され、更に多くの貨物の取扱いが可能となり、新たな航空会社の国際貨物定期便の就航が可能となるほか、滑走路延長の事業採択に係る評価も控えており、これまで以上に北九州空港の潜在的需要を確実に捉え、取扱量の増加を更に加速させていく必要がある。
【見直し内容】
・貨物便を確実に定着させ、貨物取扱量の増加を図るため、航空会社への誘致助成及び国際貨物に対する集貨助成を実施。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	地域防犯活動活性化支援事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業開始年度	H17
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	20 安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進			具体的な取組	1 県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

地域における防犯、安全・安心まちづくりに係る各種活動の定着、活性化及び拡大を図ることにより、県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進する。

2 事業概要

事業名	事業主体	事業の説明
① 安全・安心まちづくり県民の集い(H19~)	県	○ 県全域の地域防犯活動団体が一堂に集い、各種表彰や交流、活動の報告等を行う「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を開催する。 【開催日】10月2日（日） 【対象者】地域防犯活動団体及び関係者 【会場】エルガーラ大ホール
② 防犯リーダー養成講座 (H17~)	県	○ 地域防犯活動を牽引するリーダーや地域の見守りの担い手を育成するため、活動のノウハウ等を提供する講座を開催する。 【開催時期】11月～2月（予定） 【対象者】地域防犯活動リーダー、学生防犯ボランティア等 【講師】警察、地域防犯活動団体のリーダーや学識経験者 【会場】未定 ※オンライン講座も予定
③ 防犯活動団体の活動開始支援(H18~)	地域防犯活動団体	○ 新たな防犯活動の開始に必要な資機材等に係る経費を助成する。 【助成額】補助率10/10 1団体あたり上限10万円。
④ 防犯対策カメラ設置支援(H28~)	市町村	○ 街頭犯罪対策に防犯カメラを設置する市町村及び地域団体に、防犯カメラの設置に係る経費を助成する。 【補助対象】市町村（地域団体へは市町村経由の間接補助） 【対象経費】防犯カメラの新規設置に必要な経費 【補助額】補助率1/2 1台あたり上限20万円。（間接補助は5万円）
⑤ 安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業 (H20~)	県	○ 市町村や地域からの要請に基づき、アドバイザーを派遣する。 【派遣先】市町村、推進協議会、防犯団体、自治会等 【内容】新たな活動手法や団体立ち上げのノウハウを提供するなど、団体の育成や活動の活性化を図り、事業効果を高める。 【アドバイザー】防犯リーダー、防犯設備士、県警OB、まちづくり活動の専門家など、先駆的活動や指導的立場で他の団体の指導や講演を行っている者に委嘱。（R4：計21人）
⑥ 地域防犯活動団体のネット上の交流広場づくり (H20~)	県	○ 地域防犯活動団体間のネットワークを構築し、その活動を活性化するため、インターネット上に交流広場「あんあんネットふくおか」を開設する。 【コンテンツ】団体の紹介、団体相互の情報交換のための掲示板、情報発信・情報提供のためのメール配信システム等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
県内の刑法犯認知件数の減少 (総合計画)	目標	27,627	26,798	25,994	25,214	24,458	23,723	23,000
	実績	27,627	26,337					

【指標の考え方】

- ・ 総合計画における数値目標。
- ・ 県内の治安良化や安全で安心して暮らせる地域づくりの成果指標として当初値から約15%減を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 令和3年は、目標26,798件に対し実績26,337件と目標達成。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 本事業の対象者である地域防犯活動団体の構成員の多くが高齢者であることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、イベント・講座等は従来のやり方で継続することが難しくなっている。そのため、R2年度以降はオンライン講座等を活用し、事業を行っている。
 - 〔安全・安心まちづくり県民の集い〕
 - R2年度 開催中止
 - R3年度 オンライン開催（Youtube配信）：約3,700回視聴
 - 〔防犯リーダー養成講座〕
 - R2年度 オンライン講座開催（6回）：342人参加
 - R3年度 オンライン講座開催（12回）：567人参加
- ・ 地域防犯活動団体の減少により地域の「見守りの目」が少なくなっている中で、市町村・地域団体が設置する防犯カメラの台数は、補助金の活用により毎年増加している。
 - 〔防犯対策カメラ設置支援事業補助金〕
 - R2年度実績：13市町 88台
 - R3年度実績：14市町 110台
- ・ 防犯団体の活動の活性化、防犯に関する知識習得等のため、地域からの要請に基づきアドバイザーを派遣した。
 - 〔安全・安心まちづくりアドバイザー派遣〕
 - R2年度実績：12回
 - R3年度実績：14回
- ・ 県内の刑法犯認知件数は着実に減少しており（R2：27,627件 → R3：26,337件）、上記のような事業の実施が、安全で安心な地域社会づくりに寄与していると考える。

【事業の効率性】

- ・ 市町村や県警、防犯協会といった関連機関と連携を取り、効率的に事業を実施している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しつつ、実地開催とオンライン開催を事業ごとに使い分けていく。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	19,935	22,790		時間	6,100	6,100	
（うち一般財源）	19,935	22,790		人件費（千円）	24,632	24,632	

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 地域防犯活動団体の活動の定着により、本県における刑法犯認知件数はピーク期（平成14年、約16万8千件）の6分の1以下（令和3年、約2万6千件）まで減少しているが、都道府県での順位は依然として全国第8位（令和3年）の高い水準にあり、ハード・ソフト両面での支援を継続する必要がある。
- ・ 地域によって地域防犯活動の状況に濃淡があり、モチベーションアップやノウハウの習得といった機会を提供するため、本事業を継続して実施する必要がある。
- ・ 本事業の対象者である地域防犯活動団体の構成員の多くが高齢者であることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、イベント・講座等は従来のやり方で継続することが難しくなっている。

【見直し内容】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しつつ、実地開催とオンライン開催を使い分けていく。

(様式 1 号)

R4 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	結核・感染症発生動向調査事業 (感染症サーベイランス強化事業)			部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課		事業開始年度	R2	
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる			中項目	27	感染症対策の推進	
	小項目	1	感染症対策の推進			具体的な取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実	

1 事業のねらい・目的	<p>疑似症の届出が保健所に提出された際の診療・検査体制を整備し、国内に常在しない感染症の感染拡大を防止する。</p>							
2 事業概要	<p>1 疑似症サーベイランス体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代シークエンサー1台を県保健環境研究所に整備 ・疑似症（特定の感染症と診断できない症例）の病原体を特定する検査を実施。 ・疑似症の他、集団食中毒の原因解析や薬剤耐性菌の解析に使用できる。 ・病原体の解析・分析技術の取得と検査マニュアルの整備 ・病原体を特定するために国立感染症研究所のデータベースを使用するため、国立感染症研究所における技術研修を受講する。 ・受講者以外の者も病原体の特定ができるように検査マニュアルを整備する。 <p>2 感染症専門医による相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症専門医のうち、専門的助言を行う医師をリストアップし登録（以下「登録医」という）。 ・感染症専門医がいない疑似症届出医療機関から、専門的助言の要請があった場合に、登録医が電話や電子メール若しくは現地に赴き支援。 ・疑似症の診断は迅速な対応が必要であり、県内4大学を含む広域的な支援体制が必要であることから、保健所設置市が管轄する疑似症届出医療機関を含め、県医師会に相談体制の整備を委託し、謝金の支払いは県が行う。 							
【事業スキーム図】	<p>○感染症専門医による相談体制</p> <pre> graph LR A[県] -- 委託 --> B[県医師会] B -- 専門家を派遣 --> C[疑似症届出医療機関] </pre>							

3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">疑似症届出医療機関数</td> <td>目標</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>51</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標の考え方】 県の全域において、的確に疑似症の届出を把握できるよう、偏りなく疑似症届出医療機関を選定・配置する。</p> <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 疑似症届出医療機関数は目標の51機関を達成済み。</p>								成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	疑似症届出医療機関数	目標	51	51	51	51	51	51	実績	50	51	51			
成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6																								
疑似症届出医療機関数	目標	51	51	51	51	51	51																								
	実績	50	51	51																											

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑似症サーベイランスに基づく検査を実施することにより、疑似症の原因病原体を特定することで、それに基づく感染予防策やまん延防止等の対策を行うことが可能となる。 ・ 感染症専門医が疑似症届出医療機関を支援することで、疑似症発生時に当該医療機関が適切な対応を取ることが容易となる。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が疑似症サーベイランス検査を実施することにより早期に原因を特定することで、当該感染症の感染拡大を防止し、健康被害の軽減を図ることが可能。 ・ 県が感染症専門医を派遣することで、感染症専門医がない医療機関であっても適切な患者対応が可能となり、保健所が当該患者を他の医療機関に移送するための人員等が削減可能。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳 出	3,177	5,147		時 間	801	801	
(うち一般財源)	1,589	2,574		人件費（千円）	3,235	3,235	

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 繼続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小)
終了 (完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、国内に常在しない感染症が海外から持ち込まれる危険性は高いと想定されるものの、R2年度以降、次世代シークエンサーは新型コロナウイルスのゲノム解析対応に専ら使用されており、その他の業務に次世代シークエンサーを活用しづらいといった状況がある。 ・ 感染症専門医のいない疑似症届出医療機関も多いため、感染症専門医の派遣についても継続する必要がある。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえつつ、疑似症として捉えられる可能性がある原因病原体の同定が困難な症例におけるゲノム解析による探索手法及びサル痘など新たな流行がみられるウイルスの遺伝子学的解析方法の確立や薬剤耐性菌の伝達性プラスミドの解析などに応用できるよう、計画的に技術習得やマニュアルの整備を図る。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	里親養育等推進事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課		事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援		具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

1 事業のねらい・目的

H28年の児童福祉法改正により、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達等を保障される権利を有することが明確化されるとともに、虐待等の影響により実親による養育が困難な場合、里親家庭等での養育を優先する「家庭養育優先」の理念が規定、「里親の開拓、研修からサポートまで一貫した支援」が新たに都道府県の責務として明記された。

県では、R2年3月に「福岡県社会的養育推進計画」を策定し、里親等委託率について目標値を設定。

里親委託の一層の推進と質の高い里親養育を行うため、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機能を整備する。

また、里親委託児童や施設入所児童に対し、高校受験の費用や入学金、入学申込金、就職に伴う費用の一部を助成することにより、里親等の負担軽減を図る。

2 事業概要

○里親養育包括支援（フォスタリング）体制整備事業

委託先 社会福祉法人及びNPO法人

実施か所 6か所（県内全ての児童相談所管内）

委託内容 (1) 里親制度普及啓発・リクルート

（説明会や相談窓口設置による里親の新規開拓、里親制度の広報、普及活動）

(2) 里親研修・トレーニング

（養育里親研修、里親スキルアップ研修、施設実習等）

(3) 里親委託の推進

（里親家庭と委託候補児童のマッチング等）

(4) 里親訪問等支援

（委託中の里親への支援、レスパイト・ケアの利用支援、委託解除後の里親支援等）

○高校進学等支援事業

対象費用 高校進学時：高校の受験料、入学金、入学申込金などの入学準備金 等

就職時：転居費、生活必需品（家具など）の購入費 等

対象者 里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所措置されている児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者。

- ・高等学校等に入学した者 ・就職により措置解除又は退所となった者

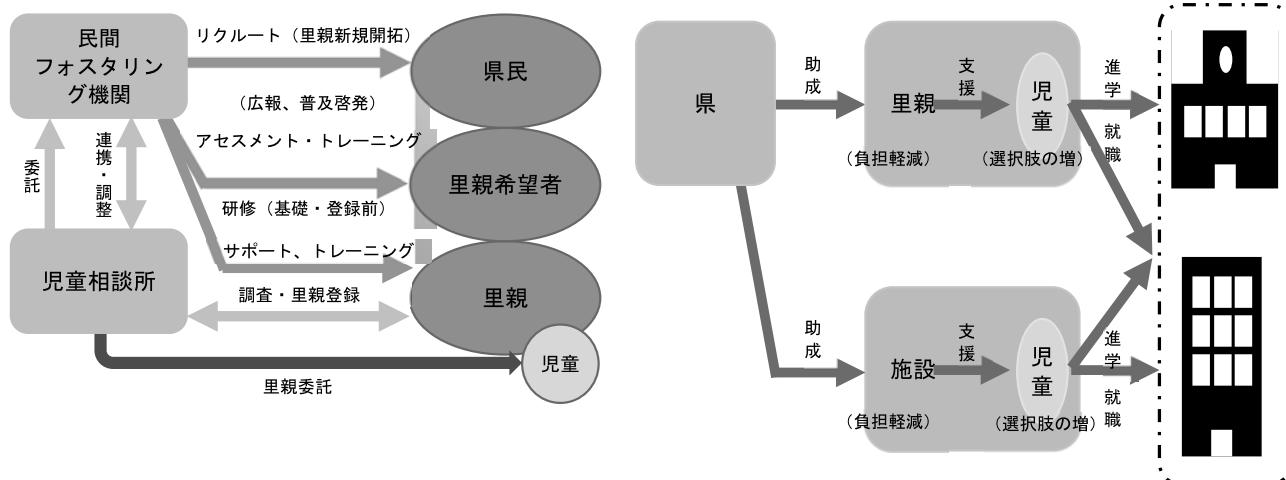
助成額 高校進学時：公立：20,000円、私立：100,000円を上限

就職時：40,000円を上限

【事業スキーム図】

○里親養育包括支援（フォスタリング）体制整備事業

○高校進学等支援事業



3 事業目標等

成果指標			R1	R2	R3	R4	R5
里親委託率 (社会的養育推進計画)	目標	3歳未満	-	20.0%	31.3%	39.4%	46.2%
		3歳以上就学前	-	21.0%	26.8%	34.0%	41.2%
		就学期以降	-	25.1%	26.2%	27.5%	28.9%
	実績	3歳未満	15.1%	13.9%	15.4%		
		3歳以上就学前	20.2%	24.5%	20.3%		
		就学期以降	23.8%	24.7%	25.7%		
民間フォースターリング機関整備箇所数	目標		-	2	4	6	6
	実績		-	2	4		

【指標の考え方】

「里親等委託率」：福岡県社会的養育推進計画における目標値を指標とする。

※ 里親等委託率：社会的養護が必要な児童に占める里親等委託児童（里親委託児童とファミリーホーム委託児童）の割合。

「民間フォースターリング機関整備箇所数」：県所管各児童相談所管内に1か所を整備する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・目標達成状況：里親委託率について未達成

- 令和3年度の里親委託率の実績をみると、就学期以降の年齢区分では目標値を概ね達成しているが、3歳未満及び就学期前の実績値が目標値を下回っている。
- 3歳未満の乳幼児に対する里親委託が進まない原因としては、①里親委託に同意する実親が少ない ②乳幼児の受け入れを希望する里親の不足があげられる。
- 就学前については、①きょうだい児や軽度な問題行動を抱える児童に対応できる里親の不足 ②里親委託に同意する実親が少ないことがあげられる。
- なお、委託率は目標値までは達成しなかったが、各児童相談所の取組等により里親登録数の増加（H29：212世帯 → R3：348世帯）に繋がった。
- 令和3年度から、福岡と久留米に加え、田川、宗像の児童相談所管内において、里親支援業務の民間委託を開始している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 児童福祉法において、「里親の開拓、研修からサポートまで一貫した支援」は、都道府県の責務と規定されており、里親の開拓から委託後までの支援体制の充実を図る必要がある。
- 質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後の支援まで里親支援に関する業務を包括的に委託し、里親登録から委託後までの包括的な支援体制の充実を図る。
- 保護者から支援を受けることができない、里親や施設への措置児童に対し、高校受験の費用や入学準備金、就職に伴う費用の一部を助成する。

【事業の効率性】

- 民間が持つノウハウや機動性を活かして、効率的な里親開拓や支援を行っている。
- 児童福祉施設や里親の経済的負担を軽減することにより、里親委託の一層の推進を図る。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	97, 560	149, 458		時間	587.8	587.8	
（うち一般財源）	16, 110	77, 259		人件費（千円）	2, 374	2, 374	

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- 里親等への委託を更に進めていくためには、子どものニーズに合わせた多様な里親を県内に幅広く確保・育成するとともに、里親や児童相談所、施設の里親支援専門相談員、民間フォースターリング機関などの関係機関が連携し、チームとなって養育にあたることができる体制を強化する必要がある。

【見直し内容】

（実施方法の見直し）

- 令和4年度から県内全ての児童相談所管内（福岡・久留米・田川・大牟田・宗像・京築）において、フォースターリング機関を整備。今後、これらの機関と連携し、さらなる里親の開拓を進め、委託先を拡大するとともに、里親家庭の養育を支援する。

(様式 1 号)

R 4 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	地方バス運行確保対策事業 (新たなモビリティサービス導入促進事業)			部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課		事業開始年度	R 2	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	21	地域の活力向上	
	小項目	1	県内各地域の振興			具体的な取組	6	地域公共交通の維持・確保	

1 事業のねらい・目的

- 人（オペレーター）が事前に予約を受け、運行計画の策定や配車指示を行う従来からのデマンド型コミュニティバスを、リアルタイムな予約を可能とするAI等を活用したオンデマンド交通に転換することにより、利用者の利便性と乗合率の向上を図る。
 - 時間帯やエリアによって定時定路型コミュニティバスと役割分担することで、最適化・効率化を図り、持続可能な地域公共交通を維持する。
 - 令和元年度の「のるーと」※1 の実証運行などをきっかけに、県内市町村において「AI等オンデマンド交通」に対する関心が高まっており、システム導入費・実証運行・車両購入費等を総合的に支援することにより、「AI等オンデマンド交通」の導入を強力に後押しする。
 - AIによる運行ルート設定やアプリによる予約など、新たな技術を活用したコミュニティバスについて、市町村と住民が一体となった実証的な運行（1年間を上限）に取り組み、便数やバス停、運行エリアなど最適な運行を目指す。
- ※1 のるーと：西日本鉄道㈱と三菱商事㈱が共同で出資するネクスト・モビリティ㈱が提供するAI活用型オンデマンドバスシステム

2 事業概要

1 AI等を活用したオンデマンド交通の導入補助

AI等を活用したオンデマンド交通システムの導入費及びシステム使用料、生産性向上の取組みに係る経費に対する補助

- (1) 補助対象者 市町村又は法定協議会※2
 - (2) 補助率 市町村又は法定協議会負担分の1/2
 - (3) 対象経費
 - ①システム導入費
 - ②システム使用料
 - ③生産性向上の取組み（住民に対するシステム説明、利用者の拡大（広報）、乗合率向上等に資する取組みに必要な経費）
- ※②・③については、補助対象開始年度を含む3年間補助

2 AI等を活用したオンデマンド交通の実証運行補助事業

AIによる運行ルートやアプリによる予約など新たな技術を活用したコミュニティバスの導入に関する実証的な運行に対する補助

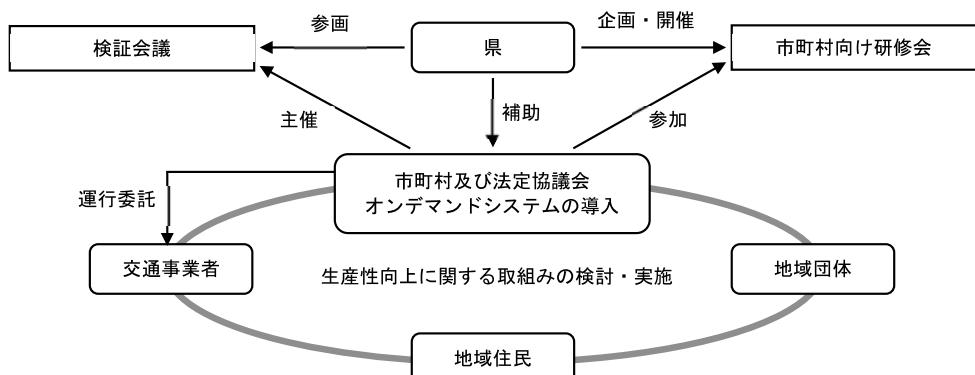
- (1) 補助対象者 市町村又は法定協議会※2
- (2) 補助率 市町村又は法定協議会負担の1/2
- (3) 対象経費
 - ①実証運行費（1年間を上限）
 - ②車両等購入費（減価償却費相当の補助（償却期間5年））

※2 法定協議会：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定された協議会

3 AI等を活用したオンデマンド交通の導入促進等（市町村向け研修会の開催等）

- (1) 市町村・事業者とのマッチング機会の創出
- (2) 市町村向け研修会（導入市町村等事例紹介）の実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
新たな輸送サービスの導入件数（累計）	目標	一	10	19	22	25	28
	実績	8	10	調査中			

【指標の考え方】

県内市町村において導入された新たな輸送サービス（AI等を活用したオンデマンド交通や自動運転移動サービス、小型モビリティを活用した移動サービス等）の導入件数を指標とする。

R6年度までの導入件数（累計）を25件とし、毎年3件程度の増加を見込む。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

市町村におけるAI等を活用したオンデマンド交通の導入の検討が進んでおり、R3年度においても新たに2件の導入があつたことから目標を達成している。

4
有
効
性
・
効
率
性

【事業の有効性】

- ・AI等を活用したシステムの導入費や使用料に対する補助を行うことで、市町村における既存の定時定路型コミュニティバスとの役割分担が進み、より効率的な運行が図られた。

【事業の効率性】

- ・市町村に対する研修会などを開催し、導入事例等の紹介を行うことにより、市町村における導入の検討が進み、補助事業との相乗効果が図られる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	7,840	42,083		時間	1,308	1,308	
（うち一般財源）	4,246	32,623		人件費（千円）	5,282	5,282	

6 見直しの内容

継続（ 拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（）

終了（ 完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（）

【上記の理由】

地域公共交通分野におけるDX推進の流れを受けて、補助対象の拡充を検討中。

【見直し内容】

補助対象の拡充を検討中。

(様式 1 号)

R 4 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高齢運転者等の交通事故抑止対策推進事業			部課(室)	警察本部交通部 運転免許試験課	事業開始年度	R 2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	8	交通安全対策の推進	

1 事業のねらい・目的

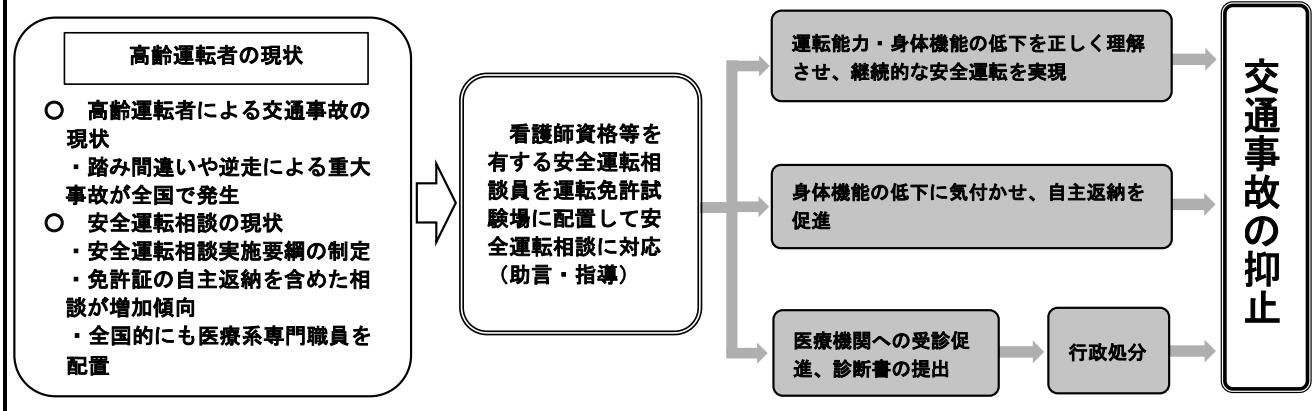
県内 4 か所の運転免許試験場に看護師資格等を有する安全運転相談員を配置して高齢運転者、身体の障がい等がある者及びそれらの家族等からの安全運転に関する相談に対応し、専門的知識を活かしたきめ細かな指導・助言や医療機関の受診を促すことで、高齢運転者等の継続的な安全運転を実現するとともに、免許証の自主返納の啓発促進、認知症等の早期発見による行政処分の推進を図り、高齢運転者等の交通事故抑止を図るもの。

2 事業概要

- 運転免許試験場へ看護師資格等を有する安全運転相談員（会計年度任用職員）を配置

- 1 安全運転相談等の実施
 - ・ 高齢運転者等の継続的な安全運転を実現するため、病気等の症状に応じた指導・助言を実施
 - ・ 運転継続が困難と認められる高齢運転者等に対し、自主返納、医療機関の受診、診断書の提出を促し、認知症等を早期に発見、迅速かつ確実な行政処分を推進
- 2 試験場職員に対する教養
 - ・ 認知症を始めとした様々な病気についての正しい理解と日常の業務への活用のため、試験場職員に対し病気に関する教養を実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

		第 10 次福岡県交通安全計画			第 11 次福岡県交通安全計画		
成果指標		R1	R2	R3	R4.1～6	～	R7
交通事故発生件数（交通安全計画）	目標	→	36,000件以下		→	16,000件以下	
	実績	26,936件	21,495件	20,066件	9,443件	—	—
交通事故死者数（交通安全計画・総合計画）	目標	→	100人以下		→	80人以下	
	実績	98人	91人	101人	29人	—	—

活動指標	R2年度	R3年度	R4	○ 第 11 次福岡県交通安全計画‥R3～R7年
来場者への声掛け	目標(年間)	実績	6,876人(4～6)	※ R3.6.24～9.30‥1名欠員

【指標の考え方】

- ・ 令和 7 年までに交通事故発生件数については、16,000 件以下を目指す。
- ・ 令和 7 年までに交通事故死者数については、80 人以下を目指す。
- ・ 令和 4 年度の試験場来場者への声掛け数については、30,000 人（安全運転相談員 1 名あたり 1 日約 32 人）を設定した。

※ 令和 3 年度中 21,326 人（安全運転相談員 1 名あたり 1 日約 25 人）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和 3 年中の交通事故発生件数にあっては、20,066 件（前年比 -1,429 件）と減少し、導入の効果が認められるが、死者数は 101 人（前年比 +10 人）と増加している。

高齢死者数が 49 人（前年比 -4 人）と減少したものとの、依然として全死者に占める高齢者の割合（48.5%）が高いことなどから、交通事故件数及び死者数の更なる減少を図るために、緻密な分析結果に基づく総合的な交通事故抑止対策が必要である。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】																				
	各試験場に看護師資格等を有する安全運転相談員を配置することで、下記活動実績のとおり、運転継続の検討が必要な方への迅速・的確な対応及び安全運転が困難であると思慮される方に対する自主返納制度の説明等を行っている。 また、高齢者の生活不安に関する相談や支援を行っている各自治体の地域包括支援センターを始め、医療・介護機関等と連携を図り、安全運転相談を必要とする高齢者等の把握に努めている。																				
・令和3年度安全運転相談員4名の活動実績（R3.6.24～9.30・1名欠員）																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>件数</th><th>項目</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者への声掛け</td><td>21,326人</td><td>安全運転相談等に基づく自主返納</td><td>38件</td></tr> <tr> <td>安全運転相談</td><td>948人(964件)</td><td>医療機関等への連絡</td><td>152件</td></tr> <tr> <td>質問票で病状申告した方からの個別聴取</td><td>1,000人(1,018件)</td><td>職員への教養</td><td>46件</td></tr> <tr> <td>認知機能検査第1分類者への対応（診断書提出命令や自主返納制度の説明等）</td><td>710件</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		項目	件数	項目	件数	来場者への声掛け	21,326人	安全運転相談等に基づく自主返納	38件	安全運転相談	948人(964件)	医療機関等への連絡	152件	質問票で病状申告した方からの個別聴取	1,000人(1,018件)	職員への教養	46件	認知機能検査第1分類者への対応（診断書提出命令や自主返納制度の説明等）	710件		
項目	件数	項目	件数																		
来場者への声掛け	21,326人	安全運転相談等に基づく自主返納	38件																		
安全運転相談	948人(964件)	医療機関等への連絡	152件																		
質問票で病状申告した方からの個別聴取	1,000人(1,018件)	職員への教養	46件																		
認知機能検査第1分類者への対応（診断書提出命令や自主返納制度の説明等）	710件																				
※（ ）は、延べ相談件数 ※ 認知機能検査第1分類 記憶力・判断力が低くなっている者																					

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	13,701	14,008		時間	6,136	6,188	
(うち一般財源)	13,666	13,972		人件費（千円）	24,778	24,988	

6 見直しの内容	
継続（ 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（ 完了	再構築（他の事業に組み替え）

一部改善

縮小（ ）

【上記の理由】
近年、高齢者による交通事故や未就学児を始めとする子供が関係する交通事故が後を絶たず、高齢化進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取り組みが求められている。
総合的な事故防止対策として、認知症を含めた、一定の病気等を有する方に対し、安全運転への影響を判断することは、極めて重要であり、看護師資格等を有する安全運転相談員による実効力のある対応が必要である。

【見直し内容】
1 安全運転相談員に対して、高齢運転者に直結する運転技能検査制度やサポートカー限定免許など、改正道路交通法を踏まえた教養を行い、より質の高い安全運転相談を実施する。 高齢運転者等の相談者に対して、引き続き、運転免許証の自主返納や自動車等の安全な運転を補助する安全運転サポート車など、先進安全技術についての教示を行い、運転に関する不安の解消に努める。
2 あらゆる機会を通じて安全運転相談専用ダイヤル#8080等の広報活動を行い、電話による相談窓口を周知することで、安全運転相談業務の進展を図っていく。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	住宅流通促進事業 (空き家活用サポート体制整備事業)			部課(室)	建築都市部 住宅計画課	事業 開始年度	R2
総合 計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	4	移住定住の促進	
	小項目	1	移住定住の促進	具体的な取組	3	相談体制、情報発信の強化	

1 事業のねらい・目的

- 空き家所有者等が、売買や賃貸など空き家の活用・処分の方法を決定し、実際に事業者に依頼できるようにすることにより、空き家所有者等の空き家の活用・処分を促進し、空き家発生の抑制につなげるとともに、市町村の空き家対策の強化を図る。

2 事業概要

区分	事業内容
空き家活用サポートセンター体制整備事業	(1) 空き家活用サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営 <ul style="list-style-type: none"> ①サポートセンターの運営 <ul style="list-style-type: none"> 空き家所有者及び空き家予備軍の所有者の空き家の活用・処分に関する相談対応・提案の実施 <ul style="list-style-type: none"> 《ステップ1》空き家の活用・処分に関する基本的な情報の提供 《ステップ2》シミュレーションを用いた活用・処分方法の提案 《ステップ3》具体的な活用・処分方法に応じた事業者のマッチング 出張相談会・セミナーの開催 空き家所有者とマッチングする事業者の登録業務
	(2) 上記(1)の広報 <ul style="list-style-type: none"> チラシ・ポスター・パンフレットの作成、新聞等広報
	(3) システム保守費 <ul style="list-style-type: none"> 空き家の情報管理、シミュレーション、登録事業者への一括見積り依頼機能などを備えた専用システムの保守費
	(4) 上記(1)①にかかる旅費

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4※	R5	-
サポートセンターへの相談件数（累積）	目標	-	250	750	1,250	1,750	
	実績		360	797	936		
サポートセンターを活用して事業者とマッチングした件数（累積）	目標	-	50	150	250	350	
	実績		14	77	100		

※R4.6月末時点

【指標の考え方】

- 空き家所有者等の空き家・持ち家の活用・処分に関する早期検討の促進を目的とするため、サポートセンターへの相談件数とする。
他県の実績を元に、「窓口相談（200件/年）」及び「出張相談（300件/年）」の合計とする。（ただし、R2年度は半期のため、1/2とする。）
- 空き家の解消及び新たな空き家の発生抑制を図るため、空き家所有者等と事業者のマッチング件数とする。
他県の実績を元に、事業者とのマッチング件数を100件/年とする。（ただし、R2年度は半期のため、1/2とする。）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- サポートセンターへの相談件数については、R3年度で目標件数を上回っており、R4年度も目標件数を上回ることが想定される。
- サポートセンターを活用して事業者とマッチングした件数については、目標件数を下回っている。理由としては、多くの相談は空き家の売買・賃貸を希望するものであるが、築年数の古い空き家等はそのままでは売買・賃貸ができず、状況に応じた空き家活用方法の提案ができていない等の課題がある。また権利関係者の意向調整などが難航して、活用する事業者とのマッチングまで至らないケースが多いことなどが挙げられる。

4 有 効 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者等から想定を上回る相談受付件数があり、空き家の活用・処分における情報提供を行い、専門事業者とのマッチングをワンストップで行っている。 ・また、市町村や専門家と連携して出張相談会を開催しており、潜在的な空き家の掘り起こしを行っている。 ・以上により、空き家増加の抑制や、市町村の空き家対策の強化につながっている。
効 率 性	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家活用サポートセンターと協定団体や市町村が連携することで、専門事業者とのマッチングや出張相談会等において、円滑なサービスの提供を行うことができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳 出	38,674	39,312		時 間	788	764	
(うち一般財源)	21,266	21,650		人件費（千円）	3,182	3,086	

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="checkbox"/> 廃止)

【上記の理由】 サポートセンターには空き家の売買・賃貸を希望する相談が多く寄せられるが、築年数の古い空き家等はそのままでは売買・賃貸ができず、状況に応じた空き家活用方法の提案ができていない等の課題があり、このような空き家を市場に流通させる仕組みが必要である。
【見直し内容】 今年度から、空き家の活用方法の検討・提案を行う「空き家活用検討会議」や、空き家を活用したい団体などを活用希望事業者として登録をし空き家所有者等へ紹介する「活用希望者登録制度」の運用を実施しており、その状況等に応じ、空き家活用サポート体制の充実を図るなど、空き家の利活用を促進する。

(様式 1 号)

R4 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	宇宙ビジネス振興事業			部課(室)	商工部 新産業振興課		事業 開始年度	R2	
総合 計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する			中項目	7	成長産業の創出	
	小項目	1	新たな成長産業の創出			具体的な取組	4	宇宙ビジネスの振興	

1 事業のねらい・目的
○ 本格的な宇宙利用時代の到来に向け、宇宙ビジネスの県内での認知度を高め、県内企業の宇宙ビジネスへの参入と、本県発の宇宙ビジネス関連製品・サービスの創出を促進する。

2 事業概要
<p>1. 「福岡県宇宙ビジネス研究会」の運営 福岡県半導体・デジタル産業振興会議内に研究会を設置。宇宙ビジネスへ参入のポテンシャルを有する企業等を掘り起こし、産学官ネットワークを構築するとともに、新たなビジネスプランの創出を支援。</p> <p>2. 「福岡県宇宙ビジネスフォーラム」の開催 宇宙ビジネスの認知度の向上及び宇宙ビジネスへの参入促進のため、企業や起業家を対象にしたフォーラムを開催。</p> <p>3. 宇宙関連機器研究開発支援事業の実施 県内企業が行うロケット、人工衛星等の宇宙関連機器に係る研究開発に対する経費を助成。</p> <p>4. 県内宇宙ビジネス関連企業の出張技術提案会の実施 国内主要宇宙ビジネス関連企業等へ、産学官で構成するミッション団を派遣。 県内企業の受注機会の創出と、県内への宇宙ベンチャーの進出を促進。</p> <p>5. (株)QPS研究所小型レーダー衛星打ち上げパブリックビューイングの開催 (株)QPS研究所の正式版レーダー衛星4機の打ち上げにあわせ、広く県民とともにその打ち上げを見守るパブリックビューイングを開催。</p> <p>6. ISTSイベント「福岡県宇宙ビジネスフォーラムin久留米」の開催 令和5年に久留米市で開催される第34回 ISTS（宇宙技術および科学の国際シンポジウム）について、その開催機運を醸成するため、久留米市と連携し、イベントを開催。</p> <p>7. 宇宙食開発ワークショップの開催 県内食品関連企業等を対象に、宇宙食開発のノウハウを学ぶワークショップを開催。</p> <p>8. 宇宙ビジネスをテーマにした中学生向けのプログラミングコンテストの開催 中学生を対象に、本県発のプログラミング教材「スプリンギン」を活用し、宇宙ビジネスをテーマとしたオリジナル作品のコンテストを開催（※Rubyビジネス・コンテンツ産業振興費に計上）</p>



3 事業目標等	成果指標	基準(R2)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成長産業分野への新規参画企業数（総合計画）	目標	—	—	100社	200社	300社	400社	500社
	実績	89社	97社	—	—	—	—	—
県の支援により新たな成長産業分野における新製品、新サービスの開発件数（総合計画）	目標	—	—	40件	80件	120件	160件	200件
	実績	34件	37件	—	—	—	—	—

【指標の考え方】

- 福岡県宇宙ビジネスフォーラム及び福岡県宇宙ビジネス研究会の取組みにより、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を促進するものであることから、総合計画に掲げている「成長産業分野における新規参画企業数」を目標とする。
- 宇宙ビジネスに関するプロジェクトを実施し、その成果を企業等へ技術移転することで、新しい製品やサービスを大きく増加するものであることから、総合計画に掲げている「県の支援により新たな成長産業分野における新製品、新サービスの開発件数」を目標とする。

※総合計画の策定にあわせ、R1政策事前評価時から、成果指標を新たな総合計画の指標にあわせることで見直した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・「福岡県宇宙ビジネスフォーラム」の開催及び「福岡県宇宙ビジネス研究会」の活動により、宇宙ビジネス分野への参入が進んでおり、順調に推移。
- ・宇宙関連機器研究開発支援事業により、県内企業の新製品開発の支援を実施するなどしており、順調に推移。

4
有
効
性
・
効
率
性**【事業の有効性】**

- ・本県は、宇宙ビジネスへの参入が期待される優れた技術を持つ企業（ロボット、IoT、AI、軽量Rubyなど）が集積し、宇宙分野の研究開発に力を入れている九州大学、九州工業大学などの研究機関のインフラも充実している。
- ・こうした中、九州大学発スタートアップ「株QPS研究所」が、これらの企業や研究機関と連携して、世界トップクラスの小型レーダー衛星を開発。令和元年12月に初号機の「イザナギ」、令和3年1月には二号機「イザナミ」の打ち上げに相次いで成功し、県民の宇宙に対する注目・期待も高まっており、令和2年度から本格的に宇宙ビジネス振興のための取組を開始したところ。
- ・また、令和2年9月には、このような本県のポテンシャルや取組みが評価され、「宇宙ビジネス創出推進自治体（S-NET推進自治体）」に、九州で初めて福岡県が選定された。

【事業の効率性】

- ・「宇宙ビジネス創出推進自治体（S-NET推進自治体）」に選定されたことを受け、向こう3年間、国から集中的なソフト支援を受けることが出来るため、これを活用することで、県費負担の軽減を図っている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳 出	32,103	46,798		時 間	1,352	2,150	
（うち一般財源）	32,103	46,798		人件費（千円）	5,460	8,682	

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・情報技術の発展を背景に、通信衛星、観測衛星を利用した宇宙ビジネスが急速に発展している。これまで官需中心であった宇宙ビジネスにおいて、未開拓の民間のビジネスが創出されることにより、市場規模は2016年の37兆円から2040年には120兆円へと大きく成長すると予測されている（モルガン・スタンレー調査）。
- ・県内では、株QPS研究所の小型レーダー衛星プロジェクトに参画している17のものづくり企業を中心に、地場企業の宇宙ビジネスへの参入が進んでおり、県内宇宙ビジネス関連企業や大学との共同開発のため、本県に進出する宇宙ベンチャーが相次いでいるほか、宇宙開発参入への県内企業の期待の高まりなど、ビジネスの裾野が拡大しつつある。
- ・また令和5年6月には、久留米市において「第34回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（I S T S）」の開催が控えており、本県においては今後もさらなる宇宙産業の活況が期待される。
- ・この機会を捉え、更なる拠点化の促進と宇宙ビジネスの裾野の拡大のため、本県が有する産・学の高い技術力を県内外・国内外へPRし、さらに、宇宙関連企業の本県への進出促進、県内宇宙ビジネス関連企業の取引拡大の支援を拡大するとともに、宇宙食などの新たな宇宙ビジネスに挑戦する企業の支援が必要。

【見直し内容】

- ・I S T S本大会の開催を契機とした宇宙ビジネスのさらなる機運醸成
- ・本県の食文化を宇宙に発信する宇宙食ビジネスの創出促進に向けた県内食品関連企業への伴走支援